

第5編 広域応援編

第1 基本方針

首都圏同時被災となる広域災害（以下「首都圏広域災害」という。）が発生した場合、首都圏の都県による相互応援は困難な状況となるため、全国からの応援が必須となる。北関東・東北・中部方面からの交通ルートをも有する県の担う役割は大きい。

県防災計画における「第5編 広域応援編」においては、首都圏広域災害が発生した場合の基本方針として、まず迅速に県内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むものとしている。

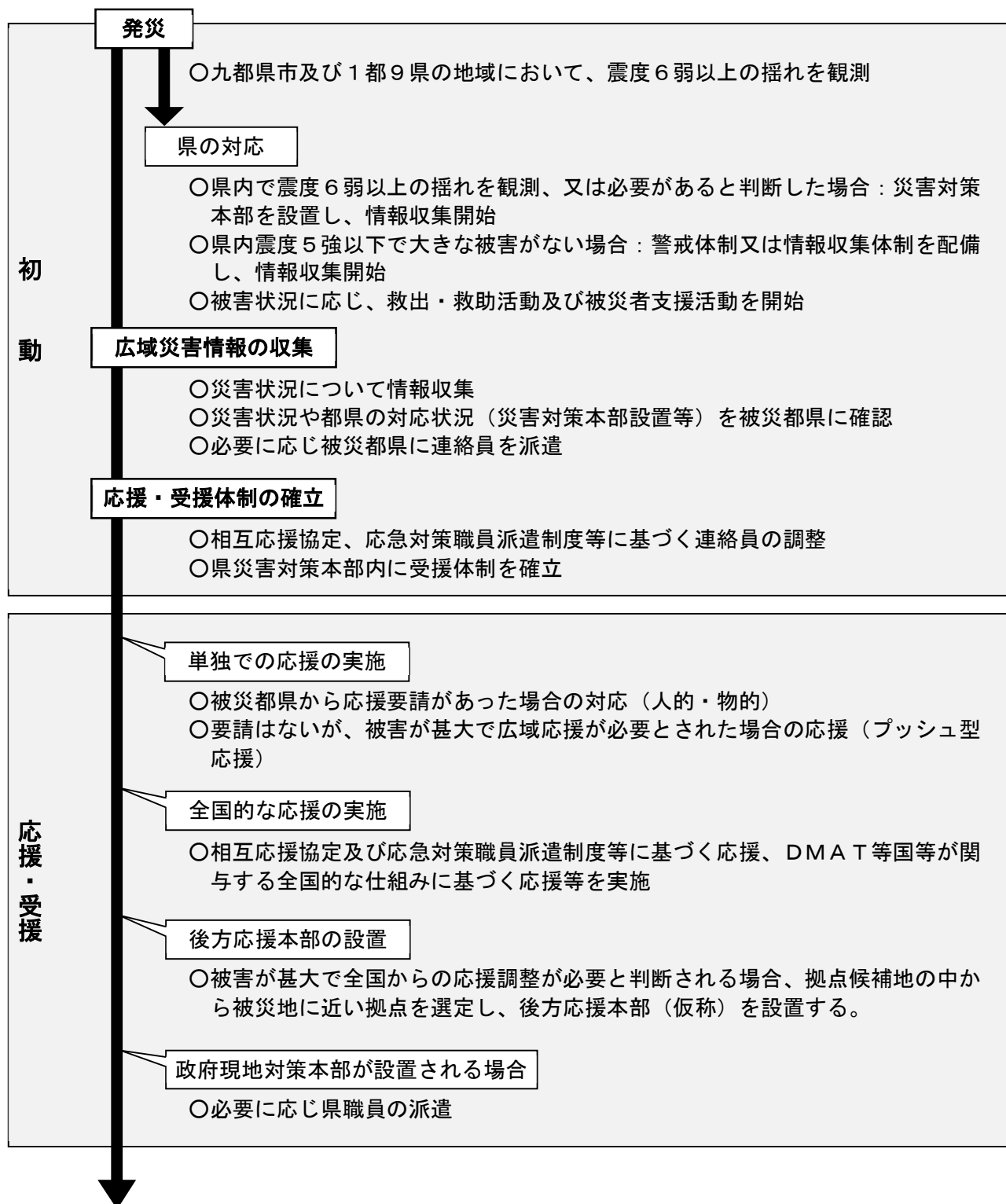
そのため、市においても、県の基本方針を踏まえ、首都圏広域災害発生時における広域応援に備えるものとする。

【参考資料：広域応援のタイムテーブル】

時期	被災地等の主な対応	県の主な対応
初動期 ～ 応急初期	●災害対策本部の設置 ●被災情報の収集 ●避難誘導、消火、水防など被害防止活動 ●人命救助・救急医療の実施	●情報収集体制の確立 ●連絡員等の派遣 ●応援・受援体制の確立
応急期	●避難者対策（要配慮者への支援等）の実施 ●帰宅困難者対策の実施 ●物資・燃料等の調達、緊急輸送 ●被災者の健康対策（感染症対策、衛生対策等） ●広域避難の実施 ●道路等公共土木施設の応急復旧 ●医療活動の実施 ●災害ボランティアの受入れ ●義援金・物品の受入れ ●遺体の安置、火葬 ●災害廃棄物の処理 ●被災者の生活支援 ●被災者の心のケアの実施 ●学校の教育機能の回復 ●応急仮設住宅の整備・確保 ●海外からの支援の受入れ	●救援物資の需給調整 ●帰宅困難者への支援 ●応援職員の派遣・受入調整 ●広域避難の受入調整 ●ボランティアの活動支援 ●広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進
復旧・復興期	●復興計画の策定・復興財源の確保 ●インフラ施設等の復旧・復興 ●生活再建支援 ●恒久住宅への移行支援 ●経済・雇用調整	●復興計画の策定支援 ●被災自治体の復興業務への支援

【参考資料：広域災害時における県の初動シナリオ】

首都圏広域災害が発生した場合、初動対応を迅速に行うとともに、甚大な被害を被った他の地域に対し、被害状況の把握、応援の要否の確認、支援ニーズの把握を始め状況把握に努めるとともに、連絡が取れない場合の自主出動の要・不要の判断を的確に行い、速やかに支援行動を開始する。



第2 具体的取組

＜事前対策＞

1 広域応援体制の整備
2 広域応援拠点の確保
3 広域応援要員派遣体制の整備
4 広域避難受入体制の整備
5 市内被害の極小化による活動余力づくり

1 広域応援体制の整備

（1）取組方針

市は、他の自治体と相互に協力して災害対応を行うため、長野県中野市、新潟県南魚沼市と災害時における応援協定を締結している。

また、平時から、県、国、関係機関・団体等との連携を図ることで災害対応の実効性を高める。

（2）具体的な取組内容

ア 広域応援に当たっての協力体制の整備

【行政】

計画内容	担当
●合同防災訓練等に参加し、広域連携体制を実動、図上の両面から検証する。	総務部

2 広域応援拠点の確保

（1）取組方針

市と県は、広域応援を実施する時に必要となる物資・人的応援の受け皿となる拠点の候補地を選定・確保する。

（2）具体的な取組内容

ア 広域応援拠点の確保

【行政】

計画内容	担当
●他自治体や関係機関（警察、消防、自衛隊等）と連携した被災地支援を行うため、物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）候補地を事前選定する。	総務部
●拠点は、公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地の活用も検討する。	

3 広域応援要員派遣体制の整備

(1) 取組方針

多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、発災直後に現地に派遣する応援要員の体制を事前に整える。

(2) 具体的な取組内容

ア 応援職員体制の整備協力

【行政】

計画内容	担当
●県が行う応援職員の派遣体制の整備に備え、県の体制整備への協力を努める。	総務部

4 広域避難受入体制の整備

(1) 取組方針

首都圏広域災害発生時には、多くの人々が他都県から本市に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
●広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。	総合政策部 総務部 都市整備部
●避難の長期化に備え、県と連携し、建設型応急住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。	

5 市内被害の極小化による活動余力づくり

(1) 取組方針

減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

(2) 具体的な取組内容

ア 市民への普及啓発

【行政】

計画内容	担当
●家庭や地域での防災総点検の実施による防災意識の高揚と災害の備えの強化	総務部
●家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）の普及	
●DIG、HUG [※] を取り入れた住民参加型の実践的な訓練の推進	

※DIG: Disaster Imagination Gameの略で、大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

HUG: Hinanzyo Unei Gameの略で、避難所開設・運営訓練のこと。避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

イ 自主防災組織の育成

【行政】

計画内容	担当
●自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。	総務部

ウ 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●建物の耐震化・不燃化、老朽化の進む社会資本（橋りょう、下水道等）の予防保全的な維持管理への転換等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。	総務部 都市整備部 坂戸、鶴ヶ島 水道企業団 坂戸、鶴ヶ島 下水道組合

エ 企業等による事業継続の取組の促進

【企業・事業所】

計画内容
●活動余力づくりのため、災害時の事業継続の取組、コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を促進する。

＜応急対策＞

1 緊急消防援助隊の派遣
2 広域応援要員の派遣
3 広域避難の支援
4 災害廃棄物処理支援
5 環境衛生(し尿処理、ごみ処理)支援

1 緊急消防援助隊の派遣

(1) 取組方針

国から消防の応援等のため必要な措置が求められた場合には、迅速に緊急消防援助隊を派遣する。

(2) 具体的な取組内容

【消防機関】

計画内容	担当
●緊急消防援助隊を派遣する。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合

2 広域応援要員の派遣

(1) 取組方針

市は、県の相互応援協定や全国的な応援要員派遣の仕組み等に基づき応援要員を派遣する。

(2) 具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
●県と調整の上、被災市町村へ応援要員を派遣する。 ※応援要員の派遣形態は様々な枠組みが想定されるが、どの枠組みでの派遣となるかは状況により判断される。複数の枠組みで並行しての派遣もありうる。 ●派遣された職員は、県と情報を共有しながら、状況やニーズを的確に把握し迅速な応援に当たる。	総務部 応援要員と なった職員

3 広域避難の支援

(1) 取組方針

市は、首都圏広域災害発生時に、協力を求められた場合は、市内の避難者発生状況を踏まえつつ、広域一時滞在のための避難所を提供するものとする。

自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他の都県からの避難者（広域一時滞在者）を市が受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。

(2) 具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
●市内の避難者発生状況を踏まえつつ、他都県からの避難者の受入協力を求められた場合は、県の支援のもと、広域一時滞在のための市内避難所を提供する。 ●避難所の管理運営は、「第2編 震災対策編－第2章－第8節 避難対策－＜応急対策＞－2 避難所の開設・運営（第2編-115ページ）」を準用する。 ●避難所開設時は、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示する。 ●避難者の誘導と保護を行う。	総務部

【市民】

計画内容
●広域一時滞在者向け避難所の運営を支援する。

4 災害廃棄物処理支援

(1) 取組方針

膨大な量の発生が見込まれる被災都県の災害廃棄物について、その処理を支援する。

(2) 具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
●被災都県の災害廃棄物処理に協力する。	環境産業部

5 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

(1) 取組方針

被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理を支援する。

(2) 具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
●被災都県のし尿処理、ごみ処理を支援する。	環境産業部 坂戸地区衛生組合

1	広域復旧復興支援(職員派遣、業務代行)
2	ライフライン施設の復旧活動支援
3	遺体の埋・火葬支援
4	仮設工場・作業場のあっせん
5	生活支援
6	首都機能の維持

(1) 取組方針

首都圏広域災害を想定し、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

【行政】

計画内容	担当
●復旧・復興のため、主に次の項目に掲げる業務に関して、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。	総務部 応援要員となった職員
①復興計画の策定	
②インフラ施設の復旧・復興	
③まちづくりの復旧・復興	
④恒久住宅への移行支援	
⑤その他、復旧・復興に係る業務支援	

(1) 取組方針

大規模災害発生時におけるライフライン施設の大規模復旧作業を支援する。

【関係機関】

計画内容	担当
●応援部隊の進出拠点の確保の支援を行う。 ●応援の指揮支援を行う。	坂戸、鶴ヶ島 水道企業団 坂戸、鶴ヶ島 下水道組合

(1) 取組方針

大規模災害発生時、市における死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬支援を行い、速やかな復旧・復興につなげる。

（２）具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
●他都県からの火葬依頼へ対応する。	環境産業部

4 仮設工場・作業場のあっせん

（１）取組方針

事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場を仮設工場・作業場としてあっせんする。

（２）具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
●空き工場・作業場の情報の提供、あっせんの協力	環境産業部

5 生活支援

（１）取組方針

長期にわたる避難生活をサポートし、被災者の生活支援を行う。

（２）具体的な取組内容

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●長期避難生活のサポートや被災者の生活支援について、県の取組に協力する。	各部 坂戸市社会 福祉協議会

6 首都機能の維持

（１）取組方針

市は、中央官庁を含める都内が甚大な被害を受けた場合、県等と国家機能の継続をサポートする。

（２）具体的な取組内容

【行政】

計画内容	担当
●政府の災害対応及び業務継続の支援を行う。	応援要員と なった職員

